

別添

診断書作成に当たっての兵庫県警察本部からのお願い

この度、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令が施行され、平成27年3月1日以降、銃砲刀剣類の所持許可又は更新申請に添付する診断書につきましては、次の 、 又は に該当する医師が作成した診断書であって、診断書様式に記載された病気又は症状に該当しないと認められるかどうかについて、医師の意見が記載されているものとされました。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）
第18条第1項に規定する精神保健指定医

公安委員会が、法第5条第1項第3号又は第4号に該当するか否かの判断に必要な知識経験を有すると認める医師

受診者の心身の状況について診断したことがある医師

の公安委員会が認める医師とは、

精神科、心療内科、神経内科等を標榜し、2年以上精神障害の診断又は治療に従事した経験を有する医師

をいいます。

上記の要件に該当しない診断書の場合、再度別の医師から受診しなければならず、受診者の負担となりますので、ご理解の上、診断書を作成していただきますようお願いいたします。

なお、公安委員会において、診断基準の適合性を判断するため、診断書作成時には、上記 、 又は の要件の番号と経験年数等を記載していただきますよう、よろしくお願いいたします。

診断医師名

該当する要件

経験年数

不明な点があれば、下記にお問い合わせ下さい。

兵庫県 警察署

生活安全課

電話

係

（内線

）